

令和4年度第1回大府市成年後見制度利用促進審議会 議事録

日時	令和4年10月26日(水) 午後2時00分～3時30分
場所	大府市役所全員協議室
出席委員	渡辺哲雄、山崎弘平、大林優子、山村由紀恵、近藤礼子 事務局：猪飼健祐、小清水崇、杉浦英憲、兼任大輔、中島崇、小島紳也、安井孝嗣
欠席者	矢野和雄、山口友佑
傍聴者	0名

敬称略

1 あいさつ

市長：成年後見制度が市民にとってより身近で利用しやすいものとなるようにするとともに、行政、後見人、支援関係者の連携の元、チームによる支援体制を構築し、利用者のニーズを反映した支援施策を適正に実施してまいります。

2 自己紹介

3 会長・副会長の選任

委員からの推薦により会長に渡辺哲雄氏、副会長に山崎弘平氏に決定。

4 議題

(1) 大府市成年後見制度利用促進基本計画の概要について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】地域ケア会議を開催する場合で、個人情報についての取り扱いが壁になると感じている。みなさんはどうか。

【委員】私の立場では、特に問題となっていない。成年後見制度の利用は、在宅案件が少ない。利用となった案件では、成年後見制度利用までの猶予が無いことがある。スピード感が大切となって来ている。

【委員】個人情報の取扱いを取り上げるとがんじがらめになることもある。

【委員】最重度の障がい者の場合は、逆に個人の情報を知っていて欲しいと思う。障がいが軽い方は個人情報を知って欲しくないと思うかも。

【委員】受任調整会議では個人情報を知らないで正しい判断ができない。

【委員】事務局としてどのような対応を行っているか。

【事務局】医療・介護について個人情報を包括した情報共有の同意書を記入してもらっている。

【委員】資料の1-1の任意後見の相談のタイミングについて、相談のタイミングが早いと答えられた件があるが早いということはあるのか。

【事務局】早いなどの時期判断はないと考えます。任意後見と生前事務委任契約、死後事務委任契約を結ぶことがいいと考えます。

【委員】任意後見制度を含め、周知を行っていくことが大切である

【委員】当事者意識が大切。施設入所のための成年後見制度利用申立では、タイミングは遅

いと思う。

【委員】具体的な事例を啓発してはいかがか。

【事務局】大府市は認知症になっても不安ゼロのまちであるため、認知症になっても本人らしく生活できる施策を行っていきけるまちを作っていきたい。

【委員】任意後見もお金がかかるため、デメリットを含めて周知の必要がある。

(2) 大府市成年後見制度利用促進基本計画の進捗状況について

—資料に基づき事務局から説明—

—質疑応答—

【委員】要因別件数内不明とその他の違いは。

【事務局】その他は健常者や複合的な案件となっている。今後詳細を明記するように変更していく。

【委員】126件の内申立てに至った件数は。

【事務局】市長申立3件、親族申立は1件。

【委員】相談のカウント数について

【事務局】延数でカウントしている。

【委員】引継に時間を要しているが、後見人の育成について受け皿について充分であるのか。

【事務局】市長申立案件の場合、受任者調整会議を開催している。困難ケースもあるため、難しさを把握した。受け皿として三士会（弁護士会、司法書士会、社会福祉士会）だけでなく、行政書士会も入って頂こうと動いている。法人後見についても受任件数を増加できるように内部で検討している。市としては市民後見人育成に強い思いがあるため、将来的には市民後見人が受任できるようにしていきたい。

【委員】担い手育成は相談件数、申立件数が増えることで増加していくこととなる。市民後見についても法的な困難性があるため、慎重な対応を。

5 その他

国の第二期成年後見制度利用促進基本計画の紹介

次回会議は令和5年5月を予定